○厚生労働省告示第二百二十四号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月十三日

厚生労働大臣　福岡　資麿

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

番号	疾患	傷病名		手術		手術・処置等1		手術・処置等2		定義副傷病名	
	コード	ICDコード		区分番号等		区分番号等		区分番号等		疾患コード	
（略）											
1166から1180まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ウステキヌマブ，ミリキズマブ，グセルクマブ（点滴静注用に限る。），インフリキシマブ，ゴリムマブ，ベドリズマブ，J041-2，アダリムマブ，タクロリムス（外用薬を除く。），ウパダシチニブ，フィルゴチニブマレイン酸塩，カロテグラストメチル，オザニモド塩酸塩，トファシチニブクエン酸塩，G005，J045なし		
								（略）	（略）		
								2あり	ウパダシチニブ，フィルゴチニブマレイン酸塩，カロテグラストメチル，オザニモド塩酸塩，トファシチニブクエン酸塩		
								（略）	（略）		
（略）											

改正前

番号	疾患	傷病名		手術		手術・処置等1		手術・処置等2		定義副傷病名	
	コード	ICDコード		区分番号等		区分番号等		区分番号等		疾患コード	
（略）											
1166から1180まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ウステキヌマブ，ミリキズマブ，グセルクマブ（点滴静注用に限る。），インフリキシマブ，ゴリムマブ，ベドリズマブ，J041-2，アダリムマブ，タクロリムス（外用薬を除く。），ウパダシチニブ，フィルゴチニブマレイン酸塩，カロテグラストメチル，オザニモド塩酸塩，トファシチニブクエン酸塩，G005，J045なし		
								（略）	（略）		
								2あり	ウパダシチニブ，フィルゴチニブマレイン酸塩，カロテグラストメチル，オザニモド塩酸塩，トファシチニブクエン酸塩		
								（略）	（略）		
（略）											

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表１

	薬剤	番号
（略）		
	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1153、1154、1156、1157、1161及び1162

改正前

別表１

	薬剤	番号
（略）		
	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1153、1154、1156、1157、1161及び1162